

# 愛車協だより 4月号

令和6年4月10日発行  
愛知県自動車車体整備協同組合  
責任者：正治博史

## 中部車協連会議開催

4月3日(水) 13:30～ 各事業場において Zoom により、令和6年度初めての中部地区自動車車体整備協同組合連絡協議会を開催しました。



平岩会長から冒頭「車体業界が大きく飛躍出来ますように、中車協連としても団結して業界を盛りたてていきたいと思っております」と挨拶があり、次の審議を行いました。  
各単組の特定整備の取得状況、高度化講習の状況、車体整備士養成講習の実施について。  
日車協連の動きとして賦課金徴収や団体交渉の行方など、各単組にかかわる重要な課題について白熱した意見を取り交わしました。

## 豊橋支部意見交換会



3月5日(火) 19時～ 豊橋市内において、豊橋支部意見交換会が開催されました。これには、豊橋支部会員12社(13名)及び賛助会員の富士環境分析センター様1名の参加がありました。

この意見交換会は支部員での情報を共有し、豊橋支部の底上げを行うため開催されました。

物価上昇で様々な物の値段が上がっている中レバレート、エーミング代、スキャンツール代、塗装材料代等についての議論を取り交わしました。

参加者それぞれ意見を出し合い意義のある会となりました。会議の後は場所を移し懇親会を開催し交流を深めました。

## PCB特別措置法について

**調べて適切に処分！  
低濃度PCB廃棄物**

倉庫や古い電気機器に低濃度PCBが蓄積しているかもしれません。  
PCB廃棄物は処分期限までに処分が必要です。

**いますぐ調査をお願いいたします。**

低濃度PCB廃棄物の例 /

電圧器 コンデンサー 低圧コンデンサー

まずは、現在お使いの古い電気機器をご確認ください！

お急ぎください！  
低濃度PCB廃棄物の処分期限  
**令和9年(2027年)3月31日まで**

環境省

組合員様の中に、30年以上経過した電気機器(キュービクル等)が設置されていませんか？  
古い電気機器には、PCBが基準の0.5mg/kg(ppm)を超えた濃度で汚染されているものがあります。  
これら低濃度PCBを含む電気機器は、PCB特措法において令和9年3月31日までに処分しなければなりません。

それまでに施設内の電気設備を総点検し、該当する電気機器がないか確認してください。

問い合わせ窓口

愛知県環境局	資源循環推進課廃棄物監視指導室	052-954-6236
名古屋市	環境局事業部 廃棄物指導課	052-972-2392
豊田市 環境部	廃棄物対策課	0565-34-6710
豊橋市 環境部	廃棄物対策課	0532-51-2406
岡崎市 環境部	廃棄物対策課	0564-23-6871
一宮市 環境部	廃棄物対策課	0586-45-5374

# 特定整備工場の申請状況

電子装置整備取得済工場数は、3月末現在愛知県全体で3,894工場（愛整振情報）が電子制御装置整備を取得しており、その内愛車協組合員（131社）の取得数は次のとおりです。

- ② 整備主任者等資格取得講習者数：147人
- ③ 電子制御装置整備認証（分解整備認証を含む）の取得工場数：112社
- ④ 電子制御装置整備認証のみ取得工場数：19社



## 支部活動費の配賦について

各支部におかれましては、事務局へのご協力及び支部活動にご尽力いただきありがとうございます。愛車協では収入が減少しており、支部活動費の捻出に余裕のない状況ですが、今年度は支部活動費を配賦することができましたのでお知らせします。

支部員数（令和5年4月1日現在の支部員数）×3,000円  
弁当代ほどの僅かな金額ですがご理解の程宜しくお願い致します。

## 電子制御装置整備対象作業の経過措置期間が終了しました

令和2年4月1日から、特定整備制度が始まり電子制御装置整備の作業を行うには新たに認証が必要となりました。今まで事業を運営していた作業のみ、4年間の経過措置が設けられていましたが、3月31日で経過措置期間が終了しました。

今月からは、電子制御装置整備認証を取得せずに「電子制御装置整備対象車両」の調整・整備等の作業を行うと未認証行為となり違法になります。

☆ 電子制御装置整備の対象となる作業例を以下に示します。

- ・ スキャンツールをつないでのエーミング作業など
- ・ カメラ等センサーの取り外し、取付位置、角度の変更
- ・ ECUの取り外し、取付位置・角度の変更
- ・ グリル、バンパーの取り外し、取付位置・角度の変更
- ・ 窓ガラスの取り外し、取付位置・角度の変更

「電子制御装置整備対象車両」は国土交通省の以下HPにアクセスしていただければ確認できます。

[https://www.mlit.go.jp/jidosha/jidosha\\_fr9\\_Target\\_vehicle.html](https://www.mlit.go.jp/jidosha/jidosha_fr9_Target_vehicle.html)

「電子制御装置整備認証」未取得の組合員様は、違法な整備作業を行わないようお願いいたします。  
未認証の組合員様は、早急に認証を取得していただきますようお願いいたします。  
申請等に関することは事務局にご相談下さい。愛車協 ☎052-872-9143

## 余談

春らしい気候にもすっかり慣れた今日この頃、新たな年度が春の息吹と共に始まりました。

自動車産業は日進月歩進化を続けていますが、整備業界も同様に、特定整備やOBD検査など、目まぐるしく変化しています。我々新しい年度の幕開けと共に、新しい目標に向かって、一歩ずつ前進していきましょう。

雨の日が寒いこともあります。季節の変わり目には体調管理に気を付けてください。

